

川崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費は職員への給料や諸手当をはじめ、市長や議員など特別職職員への給料、報酬などの経費です。

区分	住民基本台帳 人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和5年度 の人件費率
令和6年度	人 1,535,141	千円 811,845,119	千円 6,728,187	千円 164,219,269	% 20.2	% 18.8

(注1) 住民基本台帳人口は令和7年1月1日現在の人口です。

(注2) 人件費には事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

給与費は給料、職員手当及び期末手当・勤勉手当などの総額から退職手当を除いたものです。

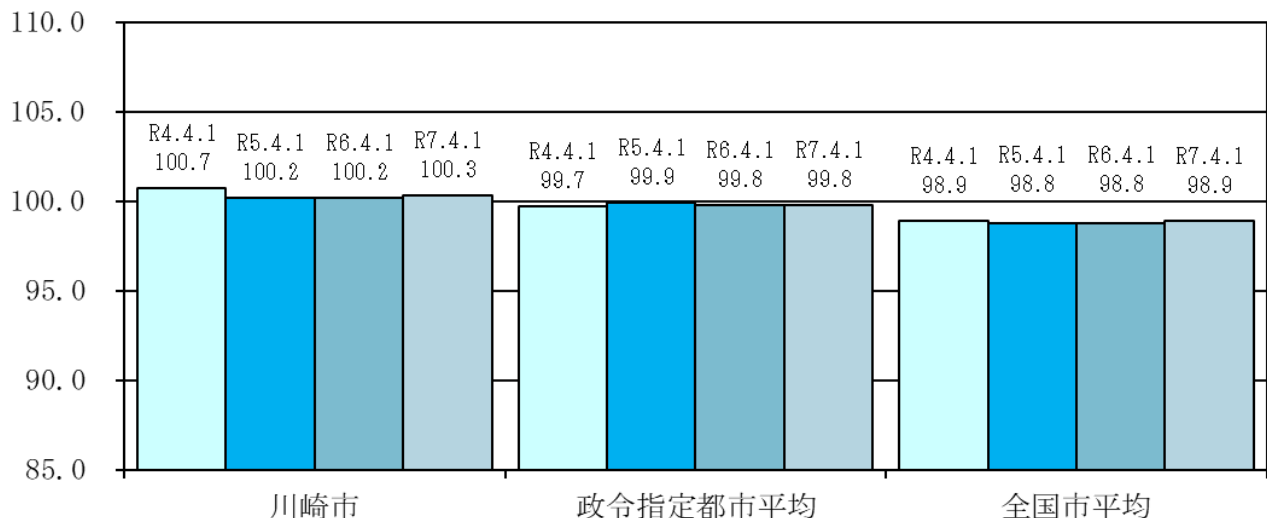
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 16,661	千円 66,902,246	千円 23,108,656	千円 31,252,388	千円 121,263,290	千円 7,278	千円 6,940

(注1) 職員手当には退職手当を含みません。

(注2) 職員数については、総務省が実施している「地方公務員給与実態調査」に基づくもので、令和6年4月1日現在の普通会計関係職員数です。なお、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

国と職員構成が異なるため。

(4) 給与改定の状況

令和7年10月6日に川崎市人事委員会が川崎市議会及び川崎市長に対して行った職員の給与に関する報告及び勧告の内容と、勧告後の改定状況は次のとおりです。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和7年度	439,511円	426,817円	12,694円 (2.97%)	引上げ (2.97%)	2.97%	3.62%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	4.66月	4.60月	0.06月	0.05月	4.65月	4.65月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和8年4月1日

（内容）行政職給料表(1)について、国の見直し内容を踏まえ、4級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、7級及び8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準16%に対し、川崎市においても16%を支給

（実施時期）従前より16%を支給していたため、見直しは実施していない。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	16%	16%	16%
川崎市の支給割合	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（管理職員特別勤務手当の見直しは令和7年4月1日実施、管理職員特別勤務手当以外の見直しは令和8年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

職員のうち代表的な職種の平均年齢、平均給料月額などの状況は次のとおりです。

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川崎市	42.0歳	339,689円	485,108円	419,610円
神奈川県	42.5歳	329,834円	445,821円	391,360円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
政令指定都市平均	41.9歳	331,593円	445,629円	393,215円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
川崎市	51.2歳	957人	324,089円	411,665円	386,718円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.8歳	529人	316,893円	436,419円	379,981円	廃棄物処理業	48.0歳	320,600円	1.36
うち学校給食員	55.3歳	122人	338,547円	404,515円	398,675円	飲食物調理従事者	43.5歳	296,500円	1.36
うち用務員	54.7歳	140人	345,032円	417,083円	407,894円	他に分類されない 運搬・清掃・包装等 従事者	51.2歳	277,200円	1.50
うち自動車運転手	46.9歳	100人	305,420円	388,246円	367,443円	乗用自動車運転者	60.8歳	263,000円	1.48
うち守衛	51.1歳	7人	308,186円	370,117円	360,084円	警備員	54.6歳	295,000円	1.25
神奈川県	52.8歳	246人	300,781円	366,905円	347,575円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
政令指定都市平均	51.9歳	851人	315,589円	395,098円	367,343円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
川崎市	—	—	—
うち清掃職員	7,186,160円	4,457,900円	1.61
うち学校給食員	6,803,312円	3,886,300円	1.75
うち用務員	6,954,128円	3,696,900円	1.88
うち自動車運転手	6,608,084円	3,380,400円	1.95
うち守衛	6,390,536円	3,915,800円	1.63

※民間データは、「賃金構造基本統計調査報告」において公表されている神奈川県（神奈川県がないものは、全国計）のデータ

を使用しています。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	41.0歳	375,966円	489,786円
神奈川県	41.4歳	353,106円	439,733円
政令指定都市平均	42.7歳	371,323円	450,611円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	38.9歳	349,042円	435,760円
神奈川県	40.0歳	358,704円	436,221円
政令指定都市平均	40.2歳	357,800円	429,590円

⑤ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	39.6歳	331,532円	482,714円
政令指定都市平均	39.4歳	320,729円	447,108円

(注1) 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の初任給の状況は次のとおりです。

区 分		川 崎 市	国
一般行政職	大学卒	268,424円	269,120円
	高校卒	228,868円	232,348円
技能労務職	技 能	220,632円	—
	業 務	215,528円	—
高等学校教育職	大学卒	298,932円	—
	高校卒	251,836円	—
小・中学校教育職	大学卒	298,120円	—
	短大卒	277,356円	—
消 防 職	大学卒	283,852円	—
	高校卒	242,904円	—

(注1) 川崎市及び国の初任給等は、給料(俸給)と地域手当の合計額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

職員のうち代表的な職種の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	283,016円	362,788円	398,116円	415,666円
	高校卒	252,913円	328,625円	365,271円	395,267円
技能労務職	高校卒	225,086円	265,317円	318,050円	347,938円
	中学卒	—	—	—	345,250円
高等学校教育職	大学卒	351,967円	426,873円	441,302円	467,730円
	高校卒	—	387,296円	425,568円	—
小・中学校教育職	大学卒	325,705円	392,875円	413,675円	429,569円
	短大卒	335,660円	354,770円	398,684円	422,622円
消 防 職	大学卒	295,744円	366,726円	391,252円	407,215円
	高校卒	261,656円	339,700円	367,550円	410,220円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

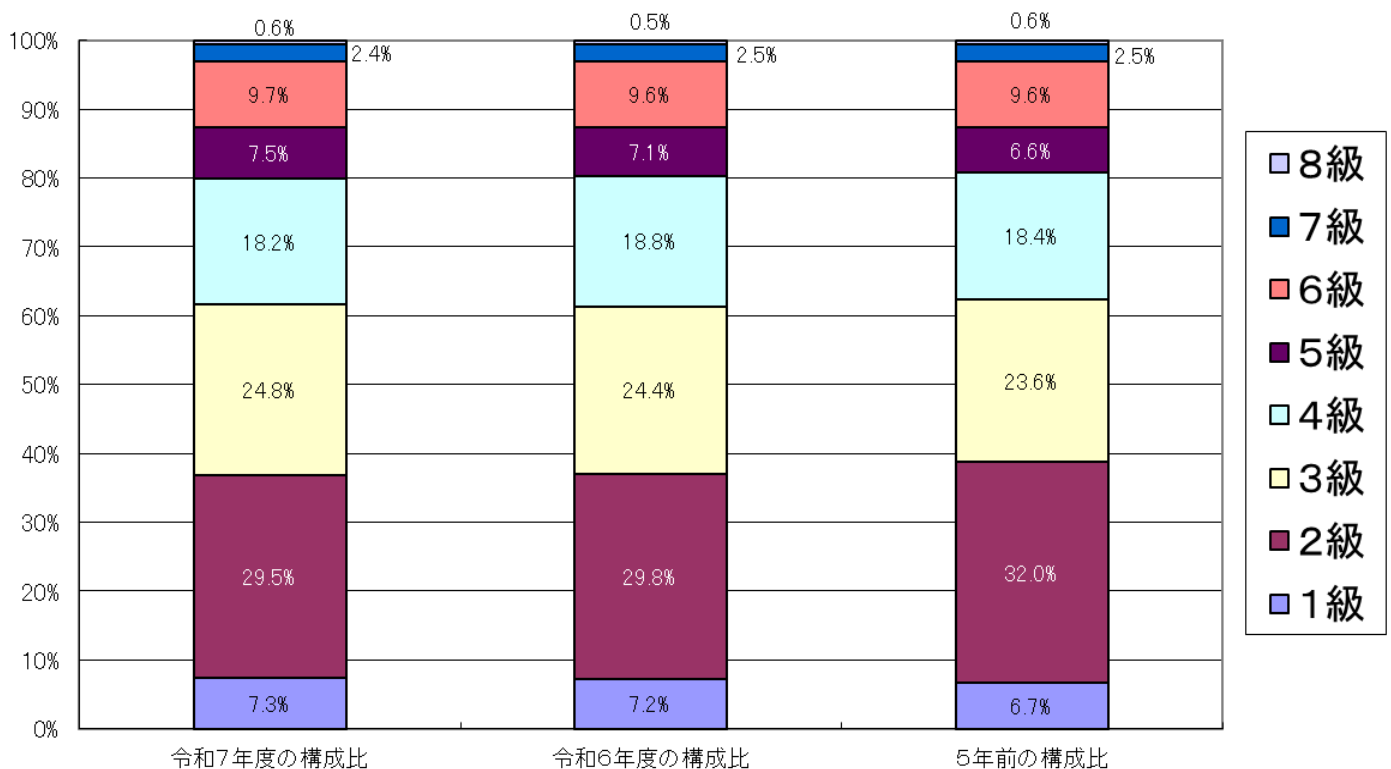
職員の給料はそれぞれの職種に応じた給料表によって決められています。また、給料表には職務内容や責任の度合いに応じた級と号給が設けられています。一般行政職を例に職員の級別の構成を示すと、次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	職員	420人	7.3%	188,100円	280,100円
2級	高度職員	1684人	29.5%	200,700円	347,000円
3級	主任	1420人	24.8%	270,600円	392,600円
4級	係長	1040人	18.2%	293,200円	420,700円
5級	課長補佐	427人	7.5%	330,800円	447,800円
6級	課長	553人	9.7%	366,000円	468,800円
7級	部長	139人	2.4%	392,500円	503,800円
8級	局長	33人	0.6%	429,400円	552,000円

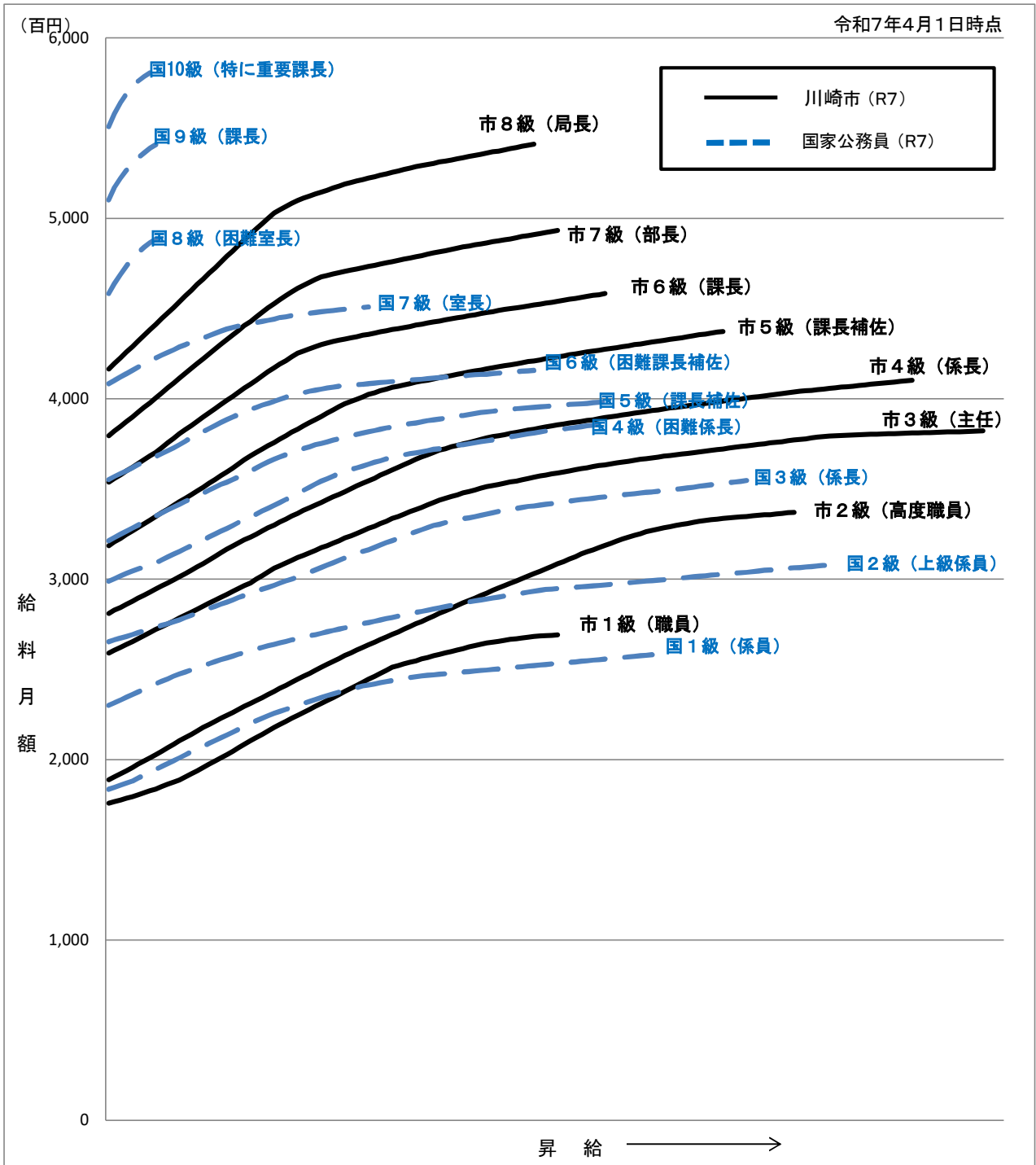
(注1) 川崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。

(注3) 一般行政職とは、行政職給料表（1）適用職員のうち福祉・税務関係の職員を除いたものです。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は民間企業のボーナスに相当するものです。期末手当は職員の在職期間に応じて、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。令和6年度の支給割合などの状況は次のとおりです。

川崎市	神奈川県	国
1人あたり平均支給額（令和6年度） 1,949千円	1人あたり平均支給額（令和6年度） 1,867千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.40)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 管理職手当の月額 又は給料月額の10～15%に相当する額 (国を上回る加算措置となっている場合、その理由) 国と管理職加算の加算方法が異なるため。	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

退職手当は、退職時に支給される一時金で、退職時の給料月額に勤続年数や退職理由に応じた支給率を乗じて算出します。支給率などの状況は次のとおりです。

川崎市			国		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	なし (国を上回る割合としている場合、その理由) 本市の支給率は、国の調整率を含んだ支給率と同率としているため。		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職（割増率2～20%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 11,416千円	定年・勸奨 19,880千円	—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金が高い地域に在勤する職員に支給され、民間賃金の地域間格差が適切に反映されることを目的としています。川崎市域に勤務する川崎市職員の支給率は16%、川崎市域に勤務する国家公務員の支給率も同じく16%となっています。

支給実績（6年度決算）			11,222,407千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			719,385円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
川崎市	16%	15,600人	16%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	—		

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出しています。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対して、その勤務の特殊性に応じて支給されるものです。

支給実績（令和6年度決算）	621,806千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	79,668円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	50.0%
手当の種類（手当数）	14種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額
税務手当	ア	市税事務所に勤務する職員で市税の賦課に関する	従事した日1日につき150円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額
		<p>調査又は滞納者に係る市税の徴収を行うために出張し、当該業務に従事したもの（イ及びウに掲げる者を除く。）</p> <p>イ 市税事務所納税課又は分室に勤務する職員で滞納者に係る市税の滞納処分を行うために出張し、当該業務に従事したもの（ウに掲げる者を除く。）</p> <p>ウ 固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出に関する調査又は市税に係る審査請求に関する調査を行うために出張し、当該調査の業務に従事した職員</p>	<p>従事した日1日につき300円</p> <p>従事した日1日につき300円</p>
福祉業務等手当	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>ア 南部児童相談所保護係又は中部児童相談所保護係に勤務する職員で児童の一時保護の業務に従事したもの</p> <p>イ 児童相談所に勤務する職員で児童の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの（ア及び(4)の項のアに掲げる者を除く。）</p> <p>ア 総合リハビリテーション推進センター又は地域支援室に勤務する医師、保健師及び看護師（准看護師を含む。以下同じ。）で精神障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第2項第2号に掲げる業務に限る。）に従事したもの</p> <p>イ 総合リハビリテーション推進センター又は地域支援室に勤務する職員（医師、保健師及び看護師を除く。）で精神障害者の福祉に関する相談又は指導の業務（精神保健福祉法第6条第2項第2号に掲げる業務に限る。）に従事したもの</p> <p>ア 総合リハビリテーション推進センター又は地域支援室に勤務する保健師及び看護師で高齢者、障害者、障害児等の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの（(2)の項のアに掲げる者を除く。）</p> <p>イ 総合リハビリテーション推進センター又は地域支援室に勤務する職員（保健師及び看護師を除く。）で高齢者、障害者、障害児等の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したものの（(2)の項のイに掲げる者を除く。）</p>	<p>従事した日1日につき1,000円</p> <p>従事した日1日につき1,000円</p> <p>従事した日1日につき350円</p> <p>従事した日1日につき130円</p> <p>従事した日1日につき350円</p> <p>従事した日1日につき130円</p>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額
	(4)	ア 児童相談所に勤務する保健師及び看護師で児童の福祉又は保健衛生に関する相談、指導等の業務に従事したもの（(1)の項のアに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき1,000円
		イ 健康福祉局保健医療政策部、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（児童相談所を除く。）又は区役所に勤務する保健師、助産師及び看護師で社会福祉又は保健衛生の相談、指導等の業務に従事したものの	従事した日1日につき170円
		ウ 区役所の地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に勤務する職員で児童支援、家庭支援、障害者支援、高齢者支援、介護保険又は生活保護に関する相談又は指導の業務（介護保険料に関する業務を除く。）に従事したもの（イに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき130円
		エ 区役所の区民サービス部保険年金課、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、支所又は地区健康福祉ステーションに勤務する職員で保健福祉、保険年金又は介護保険に関する相談、指導等の業務（住民異動等に伴う各種届出書に係る受付及び証明の業務等を除く。）に従事したもの（イ及びウに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき100円
	(5)	健康福祉局又は区役所に勤務する職員で精神障害者若しくは感染症の患者又はこれらの疑いのある者の入院のための移送の業務に従事したもの	移送1件につき140円
夜間特殊業務手当	(1)	南部児童相談所保護係又は中部児童相談所保護係に勤務する職員で正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる児童の一時保護、入所者の介護等の業務に従事したもの	勤務1回につき3,000円
	(2)	処理センターに勤務する職員で正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等に関わる緊急の対応の業務に従事したもの	勤務1回につき650円
	(3)	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる通信受付の業務に従事した消防士員	勤務1回につき650円。ただし、深夜において行われる当該業務に係る勤務時間が2時間未満の場合は、520円とする。
動物管理業務手当	ア	夢見ヶ崎動物公園に勤務する職員で動物の飼育又は診療の業務（動物に直接接触する業務に限る。）に従事したもの	従事した日1日につき500円
	イ	動物愛護センターに勤務する職員で犬等の捕獲又	従事した日1日につき500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額
		は処分の業務に従事したもの ウ 区役所地域みまもり支援センターに勤務する職員 で犬等の捕獲の業務に従事したもの	従事した日1日につき500円
生活環境業務等手当	(1)	ア 環境局の生活環境部、施設部又はこれらの部に属する事業所に勤務する職員で、廃棄物等に接触して行う業務に従事したもの（イからキまでに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき350円
		イ 生活環境事業所に勤務する職員で廃棄物の収集若しくは運搬の業務、し尿の下水道投入の業務又は廃棄物に接触して行う設備（浄化槽設備を除く。）の維持管理の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
		ウ 生活環境事業所に勤務する職員でし尿に接触して行う浄化槽設備の維持管理の業務に従事したもの（イに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき550円
		エ 環境局処理計画課に勤務する職員で廃棄物に接触して行う毒物又は劇物を使用した理化学試験又は検査の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
		オ クリーンセンターに勤務する職員でし尿の下水道投入の業務、ごみの積替え若しくは運搬の業務又は廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
		カ 処理センターに勤務する職員で廃棄物の運搬若しくは焼却の業務、廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務又は資源物の選別処理の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
		キ 浮島埋立事業所に勤務する職員で廃棄物等の埋立ての業務又は廃棄物等に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
	(2)	クリーンセンター、処理センター又は浮島埋立事業所に勤務する職員で煙道又は貯留槽の清掃の業務に従事したもの	従事した日1日につき350円
	(3)	生活環境事業所、クリーンセンター又は処理センターに勤務する職員で犬等の死体の収容、運搬又は処理の業務に従事したもの	従事した日1日につき350円
用地等折衝業務手当	(1)	土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事した職員	従事した日1日につき140円
	(2)	ア 市有地（借地を含む。以下同じ。）を不法占拠し、当該市有地に建築物又は構築物を設置した者に対する除却若しくは撤去又はこれらの指導の業務に	従事した日1日につき140円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額
		<p>従事した職員</p> <p>イ まちづくり局指導部に勤務する職員で違反建築物に係る是正の指導、命令等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したもの</p>	従事した日1日につき140円
危険作業手当	(1)	<p>農業技術支援センター、多摩川管理事務所又は区役所道路公園センターに勤務する職員で薬剤の散布の業務に従事したもの</p>	従事した日1日につき300円
	(2)	<p>健康安全研究所又は区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に勤務する職員で感染症の病原体により汚染された検体又は汚染された疑いがある検体の試験又は検査の業務に従事したもの</p>	従事した日1日につき140円
	(3)	<p>健康福祉局保健医療政策部又は区役所に勤務する職員で感染症の病原体により汚染された場所又は汚染された疑いがある場所における消毒の業務に従事したもの（（5）の項のアに掲げる者を除く。）</p>	従事した日1日につき300円
	(4)	<p>放射線を人体に対して照射する業務その他の放射線に被ばくするおそれがある業務に従事した職員</p>	従事した日1日につき250円
	(5)	<p>ア 地上又は水面上10メートル以上の足場が不安定な箇所において行う業務に従事した職員</p> <p>イ まちづくり局建築審査課に勤務する職員で昇降機の検査の業務に従事したもの（アに掲げる者を除く。）</p>	従事した日1日につき300円 従事した日1日につき300円
	(6)	<p>常時船舶に乗船勤務する職員で港内の水面清掃の業務に従事したもの（（5）の項のアに掲げる者を除く。）</p>	従事した日1日につき170円
	(7)	<p>ア 区役所道路公園センターに勤務する職員で交通を遮断することなく行う道路上での道路の維持補修工事の業務に従事したもの（（1）の項に規定する者及び（5）の項のアに掲げる者を除く。）</p> <p>イ 区役所道路公園センターに勤務する職員で交通を遮断することなく行う道路上での樹木のせん定その他これに類する業務に従事したもの（（1）の項に規定する者並びに（5）の項のア及びアに掲げる者を除く。）</p>	従事した日1日につき210円 従事した日1日につき140円
	(8)	<p>ア 環境総合研究所、健康安全研究所又は中央卸売市場食品衛生検査所に勤務する職員で毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したもの（（2）の項に規定する者を除く。）</p> <p>イ 消防局予防課調査係に勤務する職員で毒物又は劇物を使用した試験、研究又は鑑識の業務に従事したもの</p>	従事した日1日につき140円 従事した日1日につき140円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額
消防業務手当	(1)	火災等による災害の防御（以下「火災防御等」という。）のための出場の業務に従事した次に掲げる消防吏員（ヘリコプター業務手当の支給を受ける者を除く。）	出場時間が1時間を超える場合は、次に掲げる額にその超える時間1時間につき200円を加算した額とする。
		ア 救助活動の業務に従事した救助隊員	出場1回につき850円
		イ 火災防御等の用に供する大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員	出場1回につき850円
		ウ 火災防御等の用に供する準中型自動車又は普通自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員	出場1回につき800円
		エ 消防艇の艇長及び機関長	出場1回につき850円
		オ 消防艇の乗組員（エに掲げる者を除く。）	出場1回につき640円
		カ その他の消防吏員	出場1回につき500円
		(2)	救急のための出場の業務に従事した次に掲げる消防吏員
	ア 救急救命処置（救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置をいう。）の業務に従事した救急救命士	出場1回につき510円	
	イ 救急自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員	出場1回につき220円	
ウ その他の消防吏員	出場1回につき170円		
(3)	潜水器具を着用して行う潜水の業務に従事した消防吏員	業務1回につき340円	
(4)	火災の原因又は火災による損害の調査の業務に従事した消防吏員	調査1件につき120円	
ヘリコプター業務手当	(1)	ア ヘリコプターの操縦の業務に従事した消防吏員	(ア) 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者 従事した日1日につき5,000円 (イ) 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき4,500円 (ウ) 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき4,000円 (エ) 飛行時間500時間以上1,000時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき3,000円 (オ) 飛行時間500時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき2,000円 イ ヘリコプターの整備の業務に従事した消防吏員 (ア) 1等航空整備士の資格取得後の経

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額
			<p>験年数が5年以上の者 従事した日1日につき3,000円</p> <p>(イ) 1等航空整備士の資格取得後の経験年数が5年未満の者 従事した日1日につき2,000円</p> <p>(ウ) 2等航空整備士の資格を有する者 従事した日1日につき1,000円</p> <p>(エ) その他の者 従事した日1日につき500円</p>
	(2)	災害、訓練等のためにヘリコプターに搭乗して行う業務に従事した消防吏員	搭乗1時間につき1,300円
	(3)	飛行中のヘリコプターの機外において行う業務に従事した消防吏員	業務1回につき2,300円
国際緊急援助手当		国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動の業務に従事した職員	従事した日1日につき4,000円
災害応急作業等派遣手当		<p>ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域(以下「災害発生地域」という。)に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務(本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。)に従事した職員(当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者及びイに掲げる者を除く。)</p> <p>イ 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊を構成する人員として同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務に従事した職員(同項に規定する災害発生市町村及び当該災害発生市町村の属する都道府県から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。)</p>	<p>従事した日1日につき910円。ただし、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事した場合は、1,820円とする。</p> <p>従事した日1日につき910円。ただし、消防法(昭和23年法律第186号)第23条の2第1項に規定する火災警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事した場合は、1,820円とする。</p>
教員特殊業務手当	(1)	川崎市立学校(川崎市立看護大学を除く。以下「市立学校」という。)の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した市立学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手(以下「教諭等」という。)	従事した日1日につき300円から7,500円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額
		ア 非常災害時における生徒、児童又は幼児（以下「生徒等」という。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 生徒等に対する緊急の補導の業務	
	(2)	修学旅行、林間学校、臨海学校等（市立学校が計画し、及び実施するものに限る。）のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒等を引率して行う指導の業務（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した市立学校の教諭等	従事した日1日につき300円から7,500円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
	(3)	対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第10条第1項に規定する休日等に行うもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した市立学校の教諭等	従事した日1日につき300円から7,500円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
	(4)	市立学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒等に対する指導の業務（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した市立学校の教諭等	従事した日1日につき300円から7,500円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
	(5)	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の教諭等	従事した日1日につき300円から7,500円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
特別支援学校業務手当		障害のある生徒等に対して行う指導の業務に従事した川崎市立特別支援学校の教諭等	従事した日1日につき600円
夜間学級業務手当		本務として夜間学級において生徒に対して行う指導の業務に従事した夜間学級を置く川崎市立中学校の教諭等	従事した日1日につき2,200円

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務を命じられた場合や同一の週を超えて週休日を振り替えた場合に、その勤務時間に応じて支給されるものです。

支給実績（令和6年度決算）	4,656,888千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	510,568円
支給実績（令和5年度決算）	4,256,679千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	494,216円

（注1）支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

（注2）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度（令和5年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

その他の手当の種類や支給実績などの状況は、次のとおりです。

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
初任給 調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で人事委員会規則で定めるものに支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 (2) 大学教育職給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするもの	(1)208,900円の範囲内 (2)100,100円の範囲内	異なる	支給額	23,338千円	1,667,000円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	異なる	支給額	1403,335千円	244,271円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円	異なる	支給要件 支給額	893,827千円	218,914円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	異なる	支給要件 支給額	1,890,241千円	131,212円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。	基礎額 30,000円 加算額 配偶者との住居との距離が一定以上のものについて70,000円の範囲内で加算	異なる	支給要件	1,104千円	552,000円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日になり、その休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の135×勤務時間	同じ	—	794,197千円	249,199円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	95,565千円	74,254円
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> 勤務1回につき4,700円（特殊な業務は6,400円） 5時間以下の勤務は2,350円（特殊な業務は3,200円） 	異なる	支給額	3,607千円	20,494円
管理職手当(国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、56,000円～132,600円	異なる	支給額	1,166,088千円	1,028,296円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受けている職員が ①週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合 ②災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 に支給する。	①役職・勤務時間等に応じて6,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額) ②役職・勤務時間等に応じて3,000円～6,000円	異なる	支給額	7,243千円	18,572円
定時制 教育手当	定時制の課程を置く高等学校の教諭等に支給する。	34,000円 (管理職手当を受ける者は27,000円)	—	—	40,974千円	440,581円
産業教育 手当	工業に関する課程を置く高等学校において、実習を伴う工業に関する科目を主として担任する教諭等に支給する。	定時制教育手当を支給される者 10,800円～22,800円 定時制教育手当を支給されない者 18,000円～38,000円	—	—	15,669千円	348,200円
義務教育 等教員 特別手当	高等学校教育職給料表及び義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員に支給する。	職務の級及び号給の別に応じて、 2,000円～8,000円 ※定時制手当を支給される者は上記金額の4分の3、 産業教育手当を支給される者は上記金額の4分の2	—	—	396,862円	64,436円
寒冷地 手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に、寒冷地に在勤する職員に支給する。	・世帯主（扶養有） 17,800円 ・世帯主（扶養無） 10,200円 ・その他 7,360円	同じ	—	0千円	0円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
災害派遣 手当	国、他の市町村等から災害復旧等のために派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。	本市の区域に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて日額 3,970円～6,620円	—	—	0千円	0円

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

5 特別職の報酬等の状況

(1) 報酬等及び期末手当（令和7年4月1日現在）

市長や議員などの特別職の報酬等は、市内の公共的団体等の代表者などによる特別職報酬等審議会の答申をもとに、市議会の議決を経て定めています。

市長及び副市長には給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には報酬及び期末手当が支給されます。

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 長	1,216,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,599,000 円／ 500,000 円
	副 市 長	962,000 円	1,285,000 円／ 841,500 円
報 酬	議 長	1,043,000 円	1,179,000 円／ 786,000 円
	副 議 長	932,000 円	1,061,000 円／ 707,000 円
	議 員	841,000 円	953,000 円／ 648,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
	副 市 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
地 域 手 当	市 長	給料月額の16%	
	副 市 長		

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当のほかに、退職手当が支給されます。議長、副議長及び議員には退職手当は支給されません。

区 分	算定方式	1 期の手当額	支給時期
市 長	1,216,000 円×在職月数×52/100	30,351,360 円	任期ごとに支払う。
副市長	962,000 円×在職月数×38/100	17,546,880 円	任期ごとに支払う。

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年度	令和7年度		
普 通 会 計	一 般	議会	35	35	0	<ul style="list-style-type: none"> ・市制 100 周年記念事業担当の解消 ・新本庁舎等整備業務執行体制の見直し ・児童虐待防止対策体制総合強化プランへの対応 ・グリーンコミュニティ推進室の新設 ・生涯学習支援課の廃止（中原区・高津区） ・選挙・統計業務への対応 ・住民記録業務執行体制の見直し ・高齢・障害業務執行体制の見直し
		総務・企画	1,388	1,413	25	
	行	税務	480	483	3	
		民生	2,093	2,085	▲8	
		衛生	1,697	1,680	▲17	
	政 部	労働	16	16	0	
		農林水産	41	42	1	
		商工	88	90	2	
	門	土木	1,227	1,224	▲3	
		計	7,065	7,068	3	
部 門	教育部門		8,141	8,250	109	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校教員の体制強化 ・学校用務員執行体制の見直し
	消防部門		1,455	1,467	12	
	小計		16,661	16,785	124	(参考 人口1万人当たり職員数 109.34人) (類似団体の人口1万人当たりの職員数 115.34人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	1,562	1,618	56	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院の体制強化
		水道	543	548	5	
		交通	435	446	11	
		下水道	422	428	6	
		その他	451	445	▲6	
	小計	3,413	3,485	72		
合計			20,074 [20,131]	20,270 [20,268]	196	(参考 人口1万人当たり職員数 132.04人)

(注1) 職員数は一般職に属する職員数です。

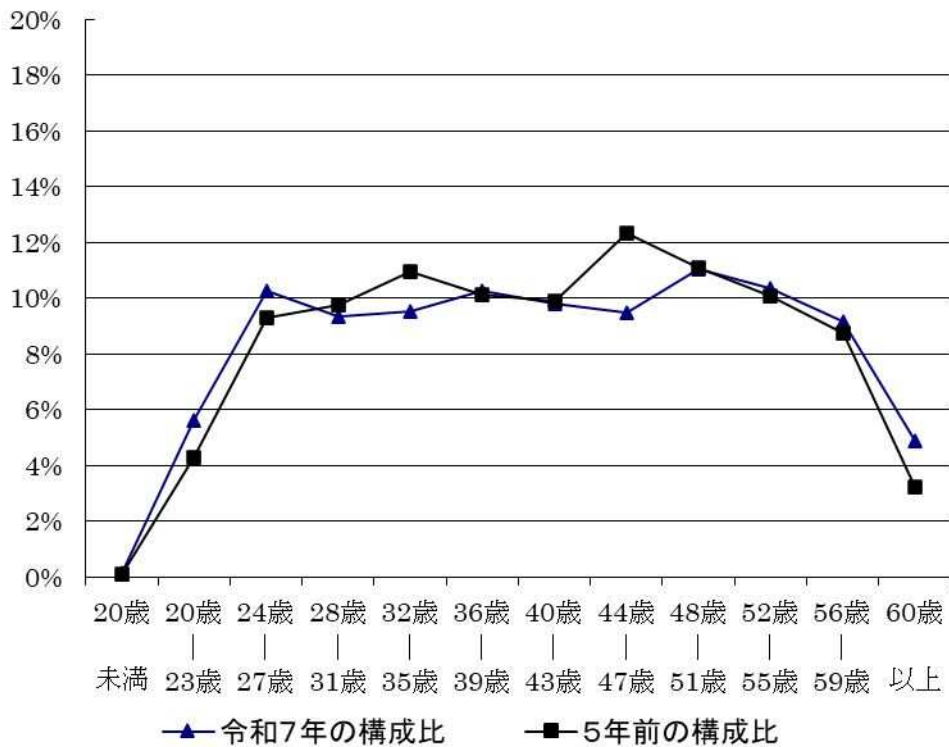
(注2) []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	26	1,141	2,083	1,893	1,935	2,082	1,991	1,925	2,239	2,104	1,861	990	20,270

（参考）年齢別職員構成比の比較（5年前の構成比との比較）



(3) 職員数の推移

（単位：人）

部門別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数	過去5年間の増減率
一般行政職	6,872	7,004	7,062	7,065	7,068	196	2.9%
教育	7,541	7,655	7,828	8,141	8,250	709	9.4%
消防	1,450	1,465	1,453	1,455	1,467	17	1.2%
普通会計合計	15,863	16,124	16,343	16,661	16,785	922	5.8%
公営企業会計合計	3,372	3,374	3,385	3,413	3,485	113	3.4%
総合計	19,235	19,498	19,728	20,074	20,270	1,035	5.4%

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	30,017,911 千円	1,657,262 千円	4,774,268 千円	15.9%	14.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 658,358千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	554人	2,244,273 千円	771,605 千円	1,076,737 千円	4,092,615 千円	7,387 千円	6,856 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.6歳	394,780円	553,640円
政令指定都市平均（水道事業）	46.7歳	372,932円	571,086円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,943,569円		1,949,132円	
（令和6年度支給割合）		（令和6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
(1.40月分)	(1.00月分)	(1.40月分)	(1.00月分)
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

・管理職加算 管理職手当の月額	・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額
-----------------	------------------------------------

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

区 分		水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		令和6年度 1,912万円		令和6年度 1,988万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		374,585千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		676,146円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
川崎市	16%	554人	16%

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給総額 (令和6年度決算)		8,716千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		32,767円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		37.70%		
手当の種類 (手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	職員 (下水道部の職員を除く。) が次の作業に従事したとき (同日中に従事した作業が災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。) 1 交通を遮断することなく行う道路上の作業 2 配水塔内、沈でん池等の清掃作業 3 高熱物を取り扱う作業、高圧電気設備点検その他これに類する作業 4 マンホール内その他狭あいな場所での点検、調査等の作業 5 高所の足場が不安定な場所での点検、調査等の作業		8,716千円	従事した日1日につき 甲額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	職員（下水道部の職員を除く。）が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が危険作業手当（水道事業及び工業用水道事業）甲額及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となることを除く。）。			従事した日1日につき 乙額 280円
	1 浄水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業			
	2 水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業			
交替勤務手当	水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水運用センター及び浄水課の交替制勤務職員が夜間勤務（午後4時30分から翌日の午前9時まで）に従事したとき。			夜勤1回につき 950円
用地等折衝業務手当	職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。			従事した日1日につき 140円
災害応急作業等派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事したとき（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けることを除く。）。			従事した日1日につき 910円（ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820円）

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	195,584千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	378,063円
支給実績（令和5年度決算）	198,511千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	379,320円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度（令和5年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ	—	63,771千円	233,307円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円	同じ	—	16,099千円	206,800円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	72,127千円	130,803円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	14,040千円	123,250円
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	33,113千円	973,906円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が ①週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合 ②災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	①役職・勤務時間等に応じて 6,000円～12,000円 （ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額） ②役職・勤務時間等に応じて 3,000円～6,000円	同じ	—	0千円	0円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	6,620,058千円	5,706,667千円	567,458千円	8.6%	8.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 52,061千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	73人	284,453 千円	88,617 千円	128,475 千円	501,545 千円	6,870 千円	6,964 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	45.0歳	384,284円	524,923円
政令指定都市平均（工業用水道事業）	47.5歳	384,389円	577,209円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,759,926円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,949,132円	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 （1.4月分）		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40月分）	
勤勉手当 2.1月分 （1月分）		勤勉手当 2.10月分 （1.00月分）	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～	

	15%に相当する額
--	-----------

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

区 分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		令和6年度 0万円		令和6年度 1,988万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		47,179千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		646,292円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	73人	16%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和6年度決算）	1,038千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	28,837円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	37.10%
手当の種類（手当数）	3種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
危険作業手当	職員が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。）。	1 交通を遮断することなく行う道路上の作業 2 配水塔内、沈でん池等の清掃作業 3 高熱物を取り扱う作業、高圧電気設備点検その他これに類する作業 4 マンホール内その他狭あいな場所での点検、調査等の作業 5 高所の足場が不安定な場所での点検、調査等の作業	1,038千円	従事した日1日につき 甲額 300円
	職員が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が上記の危険作業手当及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。）。			従事した日1日につき 甲額 280円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	1 浄水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業 2 水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業			
交替勤務手当	水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水運用センター及び浄水課の交替制勤務職員が夜間勤務（午後4時30分から翌日の午前9時まで）に従事したとき。			夜勤1回につき 950円
用地等折衝業務手当	職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。			従事した日1日につき 140円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	15,582千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	229,154円
支給実績（令和5年度決算）	15,989千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	228,416円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度（令和5年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ	—	5,686千円	249,009円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円 	同じ	—	3,988千円	206,800円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	同じ	—	8,926千円	132,069円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	2,297千円	133,138円
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	4,733千円	946,560円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が ①週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合 ②災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	①役職・勤務時間等に応じて 6,000円～12,000円 （ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額） ②役職・勤務時間等に応じて 3,000円～6,000円	同じ	—	0千円	0円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	39,739,701 千円	2,564,031 千円	2,943,740 千円	7.4%	7.8%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 880,312 千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	422 人	1,634,452 千円	594,137 千円	773,510 千円	3,002,099 千円	7,114 千円	6,978 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	43.4歳	380,000円	543,644円
政令指定都市平均（下水道事業）	46.3歳	375,741円	581,036円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,828,630円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,949,132円	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 （1.4月分） 勤勉手当 pp 2.1月分 （1月分）		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40月分） 勤勉手当 2.10月分 （1.00月分）	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～	

	15%に相当する額
--	-----------

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

区 分		下水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		令和6年度 2,014万円		令和6年度 1,988万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		273,109千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		647,179円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	422人	16%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和6年度決算）		11,233千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		60,717円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		34.27%		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
滞納整理手当	下水道使用料担当の職員が下水道使用料の滞納整理等のため出張して行う滞納者等との折衝の業務に従事したとき。		11,233千円	従事した日1日につき 300円
夜間特殊業務手当	水処理センター（麻生水処理センターを除く。）の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務に従事したとき。			従事した日1日につき 650円
汚泥処理業務等 手当	入江崎総合スラッジセンター設備系の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務に従事したとき。			従事した日1日につき 甲額 750円

	職員（下水道部の職員を除く。）が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が危険作業手当（水道事業及び工業用水道事業）甲額及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となることを除く。）。 1 浄水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業 2 水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業		従事した日1日につき 乙額 500円
危険作業手当	下水道部の職員が地上又は水面上 10メートル以上の足場が不安定な箇所において行う業務に従事したとき。		従事した日1日につき 甲額300円
	下水道水質課の職員が毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したとき（同日中に従事した業務が汚泥処理業務等手当乙額の支給の対象となることを除く。）。		従事した日1日につき 乙額140円
災害応急作業等派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事したとき（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。）。		従事した日1日につき 910円（ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820円）
用地等折衝業務手当	職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。		従事した日1日につき 140円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	153,450千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	393,377円
支給実績（令和5年度決算）	148,438千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	381,426円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度（令和5年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ	—	41,672千円	237,447円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 31歳未満 25,200円 ・ 31歳以上40歳以下 16,500円 ・ 41歳以上 10,000円 	同じ	—	19,523千円	206,800円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・ 自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・ 併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	同じ	—	60,502千円	141,249円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	9,272千円	140,836円
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	30,810千円	962,813円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が ① 週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合 ② 災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 役職・勤務時間等に応じて 6,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額) ② 役職・勤務時間等に応じて 3,000円～6,000円 	同じ	—	16千円	8,000円

(4) 自動車運送事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	9,221,838 千円	216,473 千円	3,334,347 千円	36.2%	38.2%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	466 人	1,669,214 千円	896,431 千円	768,702 千円	3,334,347 千円	7,155 千円	6,942 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	51.4歳	373,679円	516,922円
政令指定都市平均（バス事業）	49.7歳	350,842円	596,327円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

（うちバス事業運転手）

区分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
川崎市	52.0歳	328人	364,595円	504,356円	バス運転者	52.4歳	360,700円	1.40
政令指定都市平均	49.8歳	574人	342,400円	587,850円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
川崎市	6,052,272円	5,089,000円	1.19

(注1) 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。（令和4年～令和6年の3ケ年平均）

(注2) 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注3) 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

自動車運送事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,715,853円		1,949,132円	
（令和6年度支給割合）		（令和6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
（1.40月分）	（1.00月分）	（1.40月分）	（1.00月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額 		<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額 	

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

区分	自動車運送事業		普通会計関係		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置	退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。		
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額	令和6年度 1,681万円		令和6年度 1,988万円		

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		277,864千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		587,450円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	473人	16%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和6年度決算）		18,512千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		57,136円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		69.5%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事したとき	14,116千円	10分につき25円
運行管理業務手当	運行管理者資格者証の交付を受け、かつ、運行管理者に選任されている職員	1暦日に3時間以上運行管理業務に従事したとき	933千円	従事した日1日につき150円
隔日勤務手当	営業所に勤務する事務職員	隔日勤務（勤務の途中で勤務地での仮眠を伴い、1回の勤務時間が15時間30分かつ拘束時間が20時間以上の勤務）に従事したとき	2,128千円	隔日勤務1回につき1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	475,054千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	995,920円
支給実績（令和5年度決算）	514,420千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	1,204,731円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度（令和5年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	50,389千円	193,061円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給す	・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下	同じ	—	12,770千円	155,732円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
	る。	16,500円 ・41歳以上 10,000円				
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	31,249千円	78,123円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	13,548千円	41,558円
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 73,700円～132,600円	同じ	—	17,046千円	1,002,706円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて6,000円～ 12,000円	同じ	—	0千円	0円

(5) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	40,443,082 千円	▲3,114,218 千円	18,731,222 千円	46.3 %	44.9 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 38,538 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	1,539人	6,679,461 千円	2,874,863 千円	2,718,331 千円	12,272,655 千円	7,974 千円	7,644 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

	職 種	平均年齢	基本給	平均月収額
病 院 事 業	医師	40.6歳	494,937円	1,391,211円
	看護師	36.3歳	328,485円	632,055円
	事務職員	49.3歳	355,157円	706,207円
政 都 令 市 指 平 定 均	医師	41.7歳	571,387円	1,411,419円
	看護師	38.9歳	314,470円	516,944円
	事務職員	49.2歳	386,978円	612,327円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,419,711円		1,949,132円	
（令和6年度支給割合）		（令和6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
（1.40月分）	（1.00月分）	（1.40月分）	（1.00月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額 		<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額 	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

区 分		病院事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
	勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
	勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		令和6年度 1,709万円		令和6年度 1,988万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,083,057千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		520,200円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	2,207人	16%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（令和6年度決算）		972,053千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		590,914円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		90.5%			
手当の種類（手当数）		15種類			
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
医務等従事手当	(1)	病院局に勤務する助産師及び看護師(准看護師を含む。以下同じ。)		972,053千円	月額8,000円
	(2)	病院に勤務する栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ師及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理職のうち医療社会事業の業務に従事する職員			月額2,000円
夜間看護手当		病院に勤務する助産師及び看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき		勤務1回につき 7,200円 ただし、その勤務に含まれる深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)における勤務時間が2時間以上6時間未満の場合は4,500円とし、2時間未満の場合は3,600円とする。
感染症病原体接触手当		医師・歯科医師	感染症病棟患者及び感染対策上分離された区画において対応した外来患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務		従事した日1日につき 700円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
		看護師	感染症病棟患者及び感染対策上分離された区画において対応した外来患者の看護業務		
		助産師	感染症病棟患者及び感染対策上分離された区画において対応した外来患者の助産行為の業務		
		薬剤師	感染症病棟患者及び感染対策上分離された区画において対応した外来患者の服薬指導の業務		
		栄養士	感染症病棟患者の栄養指導の業務		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	臨床検査技師	感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務		
	診療放射線技師	感染症病棟患者及び感染対策上分離された区画において対応した外来患者の検査の業務		
	臨床工学技士	感染症病棟患者及び感染対策上分離された区画において対応した外来患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務		
	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	感染症病棟患者のリハビリテーションの業務		
	業務職	感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感染症病棟患者の着衣類若しくは汚物の消毒の業務		
精神病患者等入院業務手当	精神病患者の入院又は感染症患者の入院のための移送に係る業務に従事する職員	精神病患者の入院又は感染症患者の入院のための移送に係る業務		1件につき140円
放射線接触手当	放射線を人体に対して照射する業務その他放射線に被ばくするおそれがある業務に従事する職員	放射線を人体に対して照射する業務等		従事した日1日につき250円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
救急患者診療手当	(1) 病院に勤務する医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した	夜間休日（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までを除く時間帯をいう。以下同じ。）における救急車等で搬送された		1件につき2,000円 ただし、緊急入院手当が支給される時、又は分娩手当が支給される時は、支給しない

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
		医師等に限る。)	救急の外来患者の診療に 従事したとき		
	(2)	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。)	夜間休日における救急車等で搬送された患者を除く救急の外来患者の診療に従事したとき		1件につき500円 ただし、緊急入院手当が支給される時、又は分娩手当が支給される時は、支給しない
緊急入院手当	(1)	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。)	救急の外来患者の診療に従事し、当該診療に係る患者の入院の決定を行ったとき(当該患者の緊急入院受入れ(夜間休日における入院の受入れをいう。以下同じ。))が行われた場合に限る。)		1件につき5,000円 ただし、分娩手当が支給される時は、支給しない
	(2)	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。)	緊急入院受入れを行ったとき		1件につき5,000円 ただし、分娩手当が支給される時は、支給しない
待機手当	ア	病院に勤務する医師等(病院長が別に定める診療科等に勤務する職員に限る。)	次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき		1回につき2,000円
	イ	病院に勤務する看護師、診療放射線技師及び臨床工学技士(病院長が別に定める診療科等に勤務する職員に限る。)	ア 午後5時から翌日の午前8時30分まで イ 午前8時30分から午後5時まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)		1回につき500円
分娩手当		病院に勤務する医師(複数の医師が従事した場合にあっては、主として従事した医師に限る。)	分娩業務に従事したとき		1件につき10,000円 ただし、多胎分娩の場合は、1件とする
管理職員診療等業務手当		病院に勤務する医師等(管理職員に限る。)	正規の勤務時間外又は休日等に診療その他の管理者が別に定める業務に従事したとき		1時間につき5,000円
時間外緊急手術手当	(1)	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。)	次に掲げる区分に従い、緊急の手術又は処置(以下「緊急手術等」という。)(診療報酬点数1,000点未満の処置を除く。)を行ったとき。 ア 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで		ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 25,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 12,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 6,000円 エ 診療報酬点数が

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
			イ 開始時間が午前8時から午後5時59分まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）		1,000点以上5,000点未満の場合 3,000円 オ 診療報酬点数が1,000点未満の場合 1,500円
	(2)		次に掲げる区分に従い、緊急手術等を行ったとき。 ア 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで イ 開始時間が午前8時から午後5時59分まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）		ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 15,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 6,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 3,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 1,500円
	(3)		次に掲げる区分に従い、緊急手術等に伴う麻酔を行ったとき。 ア 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで イ 開始時間が午前8時から午後5時59分まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）		診療報酬点数が30,000点以上の場合 15,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 6,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 3,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 1,500円
看護職員処遇改善手当		病院局に勤務する助産師及び看護師。ただし、専ら職員の福利厚生業務に従事する場合を除く。			月額12,000円
看護師手術室勤務手当	(1)	手術室に勤務する看護師	当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数（手当支給対象年度の前年度の4月から12月までの件数に4分の3を乗じて得た件数をいう。以下、この項において同じ。）が700件以上であるもの		月額25,000円
	(2)		該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が500件以上700件未満であるもの		月額20,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	(3)	当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が300件以上500件未満であるもの		月額15,000円
	(4)	当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が100件以上300件未満であるもの		月額10,000円
	(5)	当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が100件未満であるもの		月額5,000円
救急医深夜勤務手当	病院の救命救急センター又は救急科に所属する医師等	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる診療等の業務に従事したとき		勤務1回につき12,000円。ただし、その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以上6時間未満の場合は8,000円とし、2時間未満の場合は6,000円とする。
専門医診療手当	一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構（以下「専門医機構」という。）が行う医師等の専門性に関する認定（専門医機構が認定を行う専門性のうち基本的な診療領域に係るものに限る。）その他の管理者が別に定める医師等の専門性に関する一又は複数の認定（当該認定と同等の資格として管理者が特に認めたものを含む。以下「専門性認定」という。）を受けた医師等	専門性認定に係る知識・経験を活用して診療に関する業務（当該業務に準じる業務として管理者が特に認めたものを含む。）に従事したとき。		月額20,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,298,795千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	964,929円
支給実績（令和5年度決算）	1,210,366千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	997,828円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度(令和5年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人あたり平均支給年額(令和6年度決算)
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	208,900円の範囲内	異なる	期間及び月額	485,774千円	1,582,327円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ	—	73,619千円	247,043円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円 	同じ	—	103,317千円	245,410円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	同じ	—	221,811千円	123,228円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間(実働時間)	同じ	—	163,923千円	186,913円
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師又は歯科医師 勤務1回につき40,000円。ただし、9時間以下の宿直勤務又は日直勤務については、20,000円 ・その他の職員 勤務1回につき4,400円(特殊な業務の場合は6,100円) 	異なる	医師又は歯科医師への手当が追加	37,220千円	1,127,879円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
		ただし、5 時間以下の勤務については、2,200 円 (特殊な業務の場合は 3,050 円)				
管理職手当 (国では 俸給の特 別調整額)	管理又は監督の地位 にある者に支給す る。	職位に応じて、 73,700円～145,100円	同じ	—	158,603千円	1,132,880円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を 受けている職員が、 週休日等に臨時若し くは緊急の必要等 により勤務した場合 又は災害への対処 その他の臨時若し くは緊急の必要 により週休日等 以外の日の午前 0時から午前5時 までの間であつて 正規の勤務時間 以外の時間に勤 務した場合に支 給する。	役職・勤務時間等 に応じて8,000 円～12,000円 (ただし、勤務時 間が4時間以下 の場合はその金 額に100分の50 を、6時間を超 える場合は100 分の150を乗じ て得た額)	同じ	—	584千円	584,000円